

訪問介護・日常生活支援総合事業 重要事項説明パンフレット

令和6年8月1日現在

このパンフレットは、ご利用様が訪問介護（ホームヘルプサービス）の契約にあたって、ご利用者様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	レモン ホームケアサービス
所在地	東京都大田区南久が原2-32-14 庄野ビル2階
指定事業所番号	1371103464
開設年月日	平成15年12月1日
連絡先	TEL 03-5741-3021
緊急時の連絡先	TEL 03-5741-3021（24時間対応）
管理者連絡先 （氏名 大島 藤子）	TEL 03-5741-3021
営業日・営業時間	月～土 午前9時00分～午後5時30分 休日（日、祝日、年末年始12月31日～1月3日）
通常のサービス提供実施地域 （交通費無料エリア）	大田区、世田谷区、品川区
ホームページアドレス	http://lemon-home.com/
E-mail	lemon-care@fine.ocn.ne.jp
事業の目的・運営方針	介護保険法による ・訪問介護 ・居宅介護支援事業 ・福祉用具貸与 など

◎ 当事業所の職員体制

※（ ）内の数字は、男性の人数です。

		資格	常勤	非常勤	計
サービス 従事者	訪問 介護 員	介護福祉士	3 (0)	8 (1)	12 (1)
		ホームヘルパー養成 研修修了者（2級） もしくは初任者研修	2 (0)	9 (0)	11 (0)

○訪問介護員は、介護福祉士、介護職員初任者研修者、ホームヘルパー養成研修2級修了者です。

○介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行ったり、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。
(介護福祉士養成施設を卒業するか、介護福祉士国家試験に合格することが必要。)

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。

◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

身体介護

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や援助

生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

◎ 下記のような身体介護サービスが利用できます。

起床介助



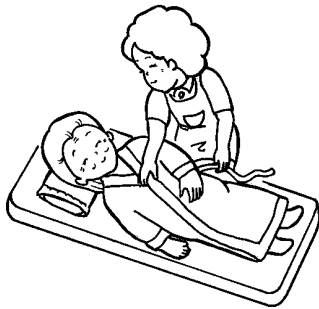
就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



身体整容
(爪きり・耳かき・髪を梳くなど)



身体の清拭・洗髪



入浴介助



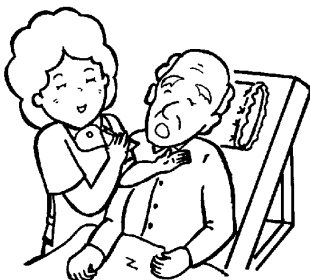
食事介助



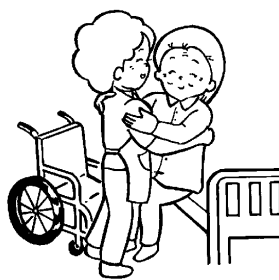
体位変換



服薬介助



移乗・移動介助



通院・外出介助



○サービスの内容は変更することができます。変更を希望される場合は、ご相談ください。

◎ 下記のような生活援助サービスが利用できます。

掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



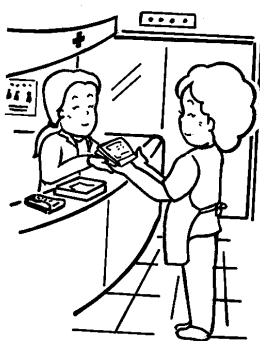
衣服の整理・被服の補修



買い物



薬の受け取り

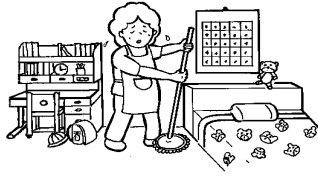


○サービスの内容は変更することができます。変更を希望される場合は、ご相談ください。

◎ 次のサービスは(原則として)介護保険では提供できません。



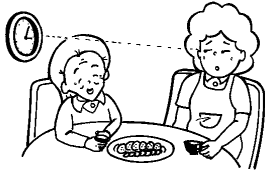
利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し



主として利用者が使用する居室等以外の掃除



来客の応接
(お茶、食事の手配など)



話し相手のみ・留守番



自家用車の洗車・清掃



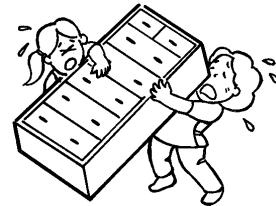
草むしり



花木の水やり



ペットの世話(犬の散歩など)



家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ



特別な手間をかけて行う料理(おせち料理など)



室内外家屋の修理、ペンキ塗り



園芸
(植木の剪定など)

◎ サービスの料金は、2種類あります。

サービスの利用料は、国が定めた公定価格（介護報酬）の介護保険負担割合証に記載された割合となっています。

利用料の種類は、次の2種類があります。

①身体介護型

（たとえば、簡単な調理の後、食事介助を行う場合など）

②生活援助型

（たとえば、利用者の居室から居間までの移動介助を行った後、居室の掃除を行う場合など）

ご利用者様は、身体介護と生活援助のうち、利用される個別のサービスの内容（組み合わせ）により、「身体介護型」、「生活援助型」のいずれかの利用料をお支払いいただきます。

◎ 私の利用料は、「身体介護型」？「生活援助型」？

利用料を決めるためには、ご利用者様が実際に利用されるサービスの種類やその組み合わせを決めていただく必要があります。

訪問介護で提供されるサービスの種類は、「身体介護」に属する①動作介護、②身の回り介護、③生活介護と、「生活援助」の4種類があります。

身体介護

①動作介護 → 体位の変換や服薬の介助など、
“比較的手間のかからない介護”をいいます。

②身の回り介護 → おむつの交換や排せつの介助など、
“ある程度手間のかかる介護”をいいます。

③生活介護 → 食事の介助や入浴の介助など、
“相当手間や時間もかかる介護”をいいます。

生活援助

→ 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助をいいます。

○身の回り介護や生活介護に分類されるサービスを利用する場合、「身体介護型」の料金となります。

○動作介護に分類されるサービスを利用する場合、サービスの組み合わせによっては、「生活援助型」の料金になります。

☆ 利用料金(訪問介護)

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」がご利用者様に自己負担していただく目安の金額です（「サービス費用」の1割の場合です）。

(1回あたり・23区内)

	単位数	利用者負担金額
身体介護が中心の場合		
20分以上30分未満	244 単位	279 円.
30分以上60分未満	387 単位	442 円
60分以上 579 単位に 30 分増すごと	82 単位	94 円
生活援助が中心の場合		
20分以上45分未満	179 単位	205 円
45分以上	220 単位	251 円

※2割負担のご利用者様の場合は、上記記載されている1割負担の約2倍の負担となります。

※ご利用様の同意を得て、ケアマネージャーが必要と認めるとき、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※昼間（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から午前 8 時 まで	午後 6 時から午後 10 時 まで	午後 10 時から翌朝午前 6 時まで
加 算 割 合	25%	25%	50%

◎ 介護職員処遇改善加算

令和6年6月1日から介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（所定の単位数に22.4%を乗じたもの）が利用料に含まれています。

◎ 特定事業所加算

令和6年8月1日から介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された特定事業所加算（Ⅳ）（所定の総単位数に3%を乗じたもの）が利用料に含まれています。

◎ 初回加算

新規に介護計画を作成し、初回月にサービス提供責任者が自ら訪問介護を実施又は、他の訪問介護員が訪問介護を行なう際、同月内に、同行を行なった場合、利用料をいただきます。

◎ 緊急時訪問介護加算

ご利用者様等からの緊急要請を受け、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者等がサービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合。（緊急要請を受け、24 時間以内に対応した場合に限る。）利用料をいただきます。

☆ 利用料金（日常生活支援総合事業）

対象者	要支援 1	要支援 2	サービス 1 回 につき
1 割	361 円	361 円	
2 割	722 円	722 円	

※ 3 割負担のご利用者様の場合は、上記記載されている 1 割負担の約 3 倍の負担となります。

※ 回数単位での請求となります。

※ サービス利用期間は、原則最長 1 クール、1 年という設定になります。

1 月上限 9 回、週 2 回の上限回数が決められております。

2 月 9 回を超える分については、実費負担となります。

※ なお、法改正等により料金に変更があった場合は、別紙にて通知します。

◎ 交通費

- 通常のサービス提供実施地域（※） → 無料
それ以外の地域 → ご利用者様の実費負担となります。

（※）通常のサービス提供地域については、1 ページに記載しています。

○ 買い物時や薬の受けとり時の交通費 → ご利用者様の実費負担となります。

○ 通院介助時の交通費 → ご利用者様の実費負担となります。

◎ 水道代・ガス代

ご利用者様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はご利用者様の実費負担となります。

◎ 電話代

ご利用者様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はご利用者様の実費負担となります。

◎ コピー代

サービス提供記録（※）等をコピーした場合、ご利用者様の実費負担となります。

（1 枚あたり 10 円）

(※) 事業者は、訪問介護の提供に関する記録を作成し、ご利用者様との契約終了日から2年間保管致します

◎キャンセル料

ご利用者様の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、キャンセル料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。

介護員が到着後、ご利用者様の都合でサービス提供ができない場合	利用料（またはサービス費用）の50%を請求します。
サービス提供の12時間前までに連絡がない場合	1000円
サービス提供の12時間前までに連絡があった場合	無料

※ただし、ご利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

◎ 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料を負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分をご負担していただくことになります。

◎ 支払方法

- サービスを利用した場合、翌月15日までに前月分の利用料の請求をいたします（「請求書」をお渡しします）。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
- 支払方法は銀行振込、現金集金、口座引落の3通りの中からお選びください。
- 振替日・引き落とし日は、翌月の27日です。現金集金の場合は、翌月の27日までに、担当のホームヘルパーにお支払いください。
- ご利用者様の支払方法は【契約書別紙】に記載します。
- お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

- 当事業所は、ご利用者様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。
- ご利用者様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、ご利用者様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。
当事業所がご利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第10条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	介護保険事業者総合保険
保険の内容	賠償責任補償 傷害補償 感染症見舞金補償
賠償できる事項	・当事業所の訪問介護員がご利用者様の家財を壊してしまったとき ・当事業所の訪問介護員の過失により、ご利用者様を入院・死亡させてしまったとき
当事業所の連絡担当者	(氏名) 西原 恵子 (連絡先) 03-5741-3021

◎ プライバシーについて

○当事業所は、ご利用者様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。

○ご利用者様及びご家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議などで、ご利用者様やそのご家族の情報を利用する場合がございます（綿密な連携によるサービスの質の向上を図るため）。

◎ こんな場合はこちらまで

- ① 担当者と連絡を取りたい場合
03-5741-3021
- ② 予約していたサービスの利用を中止したい場合

すみやかにこちらまでご連絡ください。
03-5741-3021



- ③ 深夜などに緊急を要する場合

<緊急連絡先>

03-5741-3021 (24時間対応)

- ④ サービスの提供に関して苦情や相談がある場合
当社は、提供したサービスに苦情がある場合、または サービス に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや、相談があった場合は、すみやかに

対応を行います。
サービス提供に関して苦情や相談がある場合は、以下までご連絡ください。

(当社の苦情相談窓口)

苦情相談窓口	03-5741-3021 担当：西原 恵子 (平日 午前9時～午後6時)
--------	--

(介護保険サービスの苦情について)

東京都国民健康保険団体連 合会（相談苦情受付専門）	連絡先 03-6238-0177 受付時間（平日）午前9時～午後5時
------------------------------	---------------------------------------

(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)

大田区（介護保険に関する苦情相談窓口） （大田区 夜間、休日専用） 大田区高齢者ほっとテレフォン	03-5744-1655 03-3773-3124
品川区（介護保険の相談・高齢福祉課）	03-5742-6927
世田谷区（保険福祉サービス苦情相談）	03-5432-1111

◎ ケアマネージャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネージャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- また、ご利用者様がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネージャーへ連絡し、調整いたします。

◎ 契約の終了

ご利用者様が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

◎ 解約について

ご利用者様は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（2週間以上の予告期間をおいて文書でお知らせいたします）。

◎サービス利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子の等、お心付けなどは一切不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や解約することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

◎サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	有限会社 トラファク
法人種別	営利法人
法人所在地	東京都大田区南久が原 2-32-14 庄野ビル 2 階
設立年月	平成 15 年 9 月 17 日
代表者氏名	飯田 和稔
電話番号	TEL 03-5741-3021

ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

説明者

印

☆ 上記内容の説明を受け同意致しました。

年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<代筆者>

住所

氏名

印

続柄 ()